諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年12月13日(平成30年(行個)諮問第223号)

答申日:令和元年6月28日(令和元年度(行個)答申第29号)

事件名:特定部署及び特定職員が保有する本人に係る「メモ,メール等」の不

開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「東京労働局特定部及び特定職員 A が保有する開示請求人に係るメモ, メール等に記録された保有個人情報」(以下「本件対象保有個人情報」と いう。)につき,これを保有していないとして不開示とした決定について は,特定職員 A が作成したメモに記録された保有個人情報につき,改めて 開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月12日付け東労発総個開第30-616号により東京労働局長(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書(その別紙を含む。 以下同じ。)及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

ア 理由

(ア) 開示請求した書類は、実際に存在する。

文書1 「ハローワークに関する苦情・相談等案件の対応について (記録表)」3部

文書 2 それに付随した内容が記載されている特定職員 A のメモ (ノート等)。

文書3 それらに代わる書類(行政文書)です。

開示請求時,文書1の文書名を知らず,大まかな表現で記載して おります。

文書2については、開示請求に先だって後任の特定職員Bに存在 を確認しています。 (イ)上記文書1及び文書2も行政文書である。

文書1は、当然行政文書である。文書2については、文書1に付 随した内容であり行政文書である

そうでなければ個人情報の管理(私物に書き込んでいるの?公金で購入した備品では?等)に問題があると言える。補正をした特定部特定職員Cも行政文書と認めている。

イ (略)

(2) 意見書

ア 開示を求めた内容

- (ア)審査請求人が開示を求めている内容は、東京労働局特定部特定職員A氏が、特定ハローワークA(地方就職支援コーナー)と福岡労働局との間で行われた記録の開示です。
- (イ)上記記録が作成されていない為(原文ママ),特定職員A氏から その後任の特定職員Bに引き継がれた記録(紙をめくる音がしまし たので,ノートに記載されている様です)です。
- イ 不服の内容

審査請求人は、本件保有個人情報の開示請求に先立ち、後任の特定職員Bに対し、電話にて文書の存在を確認する。

開示請求後、特定部特定職員Cとの電話にて文書を特定する。が、 しかし、「行政文書」ではないと非開示の決定を言い渡されました。

ウ 所見

透明性が、確保されておりません。

審査請求人が依頼した内容に対し、どの様に対応をしたのかを回答 するのは、当たり前の事だと考えています。(中略)

公務なら公務らしく、信義誠実に対応をお願いしたい。

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)審査請求人は、平成30年8月19日付けで処分庁に対し、法 12条1項の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が不開示(不存在)の原処分を行ったところ、 審査請求人はこれを不服として、平成30年10月4日付け(同月12 日受付)で本件審査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求につき、審査請求人が開示を求めている部分(原文ママ)については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考える。

- 3 理由
- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が東京労働局へ電話をした際に、 特定職員Aが作成した電話の内容を記録したメモやメールである。

- (2) 本件対象保有個人情報の保有について
 - ア 処分庁によると、本件開示請求を受けて、当該メモについて保有していないか確認を行った際に、特定職員Aが電話を受けた際に請求人とのやりとりをメモした文書の存在が確認された。しかし、当該メモは、同職員単独で作成された文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためのみに利用し、組織としての利用をしていない個人文書である。また、当該メモ以外に作成された文書はなく、行政文書として作成、保有されたものは存在しなかった。このため、処分庁においては、不開示理由を「対象保有個人情報については、作成していないため保有しておらず、不開示とした。」として不開示決定を行った。
 - イ 法12条1項の規定に基づき開示を請求することができる「保有個人情報」とは、法2条5項において、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)2条2項に規定するところの「行政文書」に記録されているものに限る。」とされている。

また、情報公開法2条2項では、「「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(中略)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

- ウ この「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解することが相当である。このため、作成又は取得された文書が、どのような状態であれば組織的に用いるものであるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。
- エ この点、当該メモは特定職員Aの判断で便宜的に作成されたものであり、組織として共有・利用されておらず、保存・廃棄についても特定職員Aの判断(便宜がなくなった時点で廃棄)に委ねられていることを踏まえると、同文書が行政文書に該当しないとする処分庁の説明は、諮問庁としても是認できる。
- オ 処分庁においては、本件審査請求を受けて、当該メモ以外に本件対 象保有個人情報に該当する文書を保有していないか再度探索したが、

存在しなかった。

(3) 原処分の妥当性について

原処分における不開示決定の経緯は上記(2)のとおりであり、これ について不自然・不合理な点はなく、諮問庁としては、原処分は妥当で あると判断するものである。

(4)審査請求人の主張について

審査請求人の主張のとおり、審査請求人の個人情報を含んだ個人文書 は存在しているが、開示対象となる保有個人情報については、存在して いない。

また、審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の別紙を提出しているが、職業相談窓口に関する要望等であり(原文ママ)、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の不開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持して不開示とすることが妥当であり、本件 審査請求は棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

審議

① 平成30年12月13日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 平成31年1月18日 審査請求人から意見書を収受

④ 令和元年6月3日 審議

⑤ 同月26日

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を作成しておらず、保有していないため不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これについて,諮問庁は原処分を妥当としていることから,以下,本件 対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について
- (1)理由説明書の記載(上記第3の3)及び当審査会事務局職員をして詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、原処分の妥当性について、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 本件対象保有個人情報は、「東京労働局特定部及び特定職員Aが保有する開示請求人に係るメモ、メール等」に記録された保有個人情報であり、具体的には、審査請求人が東京労働局へ電話をした際に、特定職員Aが作成した電話の内容を記録したメモやメールである。

- イ 処分庁によると、本件開示請求を受けて、当該メモについて保有していないか確認を行った際に、特定職員Aが電話を受けた際に開示請求人とのやり取りをメモした文書(以下「職員A作成メモ」という。)が、その後任の特定職員Bが利用している業務システム内の課内領域内(共通領域)に保存されていることが確認された。
- ウ 職員A作成メモは、特定職員Aが個人の意思で単に個人的な備忘として利用することを目的として作成されたもので、本来であれば個人領域で保存され、個人で利用されるところであるが、当時、特定職員Aはその認識が不足しており、当該メモを共有領域に保存した。

特定職員Aは、職員A作成メモは個人のメモという認識を持っていたことから、特定職員Aが異動の際、後任の特定職員Bに当該メモは共有されてなかった。

- エ その後、メモの存在について審査請求人から言及があったところから、特定職員 B が念のため共有領域を調べた結果、職員 A 作成メモが発見されたものであるが、当該メモは、特定職員 A が単独で作成した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためのみに利用し、組織としての利用をしていない個人文書であり、今後も、組織として利用・共有される予定はない。
- オ 東京労働局において、後任への引継ぎは、専ら「引継書」により行われており、メモによる引継ぎの規定や慣例等はなく、したがって、職員A作成メモは、平成30年特定月の人事異動に伴う引継事項にも含まれていなかった。
- カ また、東京労働局においては、審査請求人が主張する「ハローワークに関する苦情・相談等案件の対応について(記録表)」3部(上記第2の2(1)ア(ア)に掲げる文書1)及びそれらに代わる書類(同じく文書3)も含め、職員A作成メモ以外に作成された文書はなく、行政文書として作成、保有されたものは存在しなかった。このため、処分庁においては、不開示理由を「対象保有個人情報については、作成していないため保有しておらず、不開示とした」として不開示決定を行った。
- (2)職員A作成メモについて、これが行政文書に該当するか否かは、諮問 庁もいうとおり、その作成又は取得、利用、保存又は廃棄の実態を総合 的に勘案して判断する必要がある。
- (3) 当審査会において、諮問庁から職員A作成メモの提示を受けて確認したところ、当該メモは、手書きによるものではなく、ワープロソフトを用いて清書された体裁であることが認められ、その内容についても、審査請求人から電話を受けた際のやり取りや、他の都道府県労働局の職員との電話でのやり取りが具体的に記録されているほか、職場の関係者間

での共有を想定していることが推察される内容も含まれていることが認 められる。

- (4) また、上記(1) イの諮問庁の説明によれば、職員A作成メモは、特定職員Aの後任である特定職員Bが利用している業務システム内の課内領域内(共有領域)に保存されており、職場の関係者間で共有することができる状態にあるとのことであり、上記(3) の職員A作成メモの記載内容と併せ考えると、処分庁において職務上作成され組織的に利用するものとして保有されているものと認められる。
- (5) したがって、職員A作成メモは、特定職員Aが単独で作成した個人文書である旨の諮問庁の説明は認めることができず、当該メモは、情報公開法2条2項に規定する行政文書に該当すると認められる。
- (6) その上で、保有個人情報該当性について検討すると、職員A作成メモには、上記(3) のとおり、審査請求人に関する情報が記録されていることが確認できることから、当該メモに記録された個人情報は、法2条5項に規定する保有個人情報に該当すると認められる。
- (7) したがって、東京労働局において、本件対象保有個人情報に該当する ものとして、職員A作成メモに記録された保有個人情報を保有している と認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであ る。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していない として不開示とした決定については、東京労働局において、職員A作成メ モに記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これにつ き改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 髙野修一,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子